

平成23年の技能実習生制度に対する不正行為認定について

入国管理局は、技能実習生の扱いにおいて不正行為と認定した件数について毎年報告をしています。この23年の報告の一部についてJITCOの資料も利用して紹介します。

技能実習生を受け入れる機関には、企業単独型と団体管理型との二つがあります。団体管理型は、第一次受入機関として協同組合があり、ここが組合員である事業所(第二次受入機関)に送り込んで管理費をとって運営しています。これらの機関でどの程度の不正が行われたかは次のとおりです。入国管理局が独自に調査に入ったもので、ユニオン等支援団体が行ったものはほとんど含まれていないと考えられます。

年 度		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
企業単独型		11	9	7	2	3	2
団 体 管 理 型	協同組合 第一次受入機関	28	36	29	34	17	14
	事業所 第二次受入機関	190	404	416	324	143	168
計		229	449	452	360	163	184

この中の、第二次受入機関の業種は次のとおりで繊維・被服関係が突出しています。

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
繊維・被服関係	170	148	110	82	123
農業・漁業関係	47	39	63	17	7
食品製造関係	34	62	35	15	12
機械・金属関係	73	81	43	13	11
建設関係	13	21	28	5	9
その他	67	65	45	11	6
計	404	416	324	143	168

次に、第二次受入機関での不正認定された類型は次のようになっています。(主要なもののみ掲示し、平成22年7月以降、入管法改正で1ヶ月程度の研修期間で労働者に移行しています。)

類 型	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
技能実習計画との齟齬	30	36	14	12	17
研修生の所定労働時間外作業	90	160	111	44	15
悪質な人権侵害行為等	64	32	28	18	89
労働関係法違反	172	153	120	77	81
その他	145	113	110	36	22
計	501	494	383	187	224

この表の中にある、「悪質な人権侵害行為等」は入管法改正前は細かく分かれていないためよくわかりませんが、平成23年の改正後の欄を見るとすべてが「賃金未払い」とされているため、まず賃金未払いと考えてもいいと言えます。しかし、これを人権問題でなく、「労働関係法違反」に集計すると、平成23年の「労働関係法違反」は170件となり、総件数に対して75.9%の割合となります。人権問題として、暴行・脅迫や解雇・強制帰国の問題はよく見られるにもかかわらず統計に現れてきていないのは、実態を集約したものでなく、入国管理局やJITCOなどどちらかという内輪の巡回指導に基づいているためと考えられます。

こうした違反の実態がより分かる資料として中・四国の労働局が合同で実施した平成22年10月から同年12月の調査があります。これをみると、技能実習生を受け入れている370事業所の監督指導の結果、労働基準法・労働安全衛生法違反が、262事業所(70.8%)にあったと報告しています。このうち、労働時間と賃金未払いと考えられる項目は161事業所(43.5%)となっています。広島県内では、82事業所中64事業所(78.0%)に違反があり、賃金未払い関係では49事業所(59.8%)に違反がありました。これを見るとアメリカ等から技能実習生制度が現代の奴隷制度と呼ばれている理由がよく分かります。